

建築物省エネ法に基づく性能向上計画認定及び認定表示に係る技術的審査業務約款

依頼者（以下「甲」という。）及び日本ERI株式会社（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」又は「建築物省エネ法」という。）、法施行令及び法施行規則並びにこれらに基づく告示・命令等（以下「法令等」という。）を遵守し、この約款（依頼書及び引受承諾書を含む。）及び乙の定める「建築物省エネ法に基づく性能向上計画認定及び認定表示に係る技術的審査業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、規程に従い、依頼書及び技術的審査に必要な図書（以下「技術的審査用提出図書」といい、依頼書と併せて以下「依頼書等」という。）を乙に提出しなければならない。
- 2 甲は、乙が提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の技術的審査業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象建築物（以下「対象建築物」という。）の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を双方合意の上定めた期日まで遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 3 甲は、規程に基づき算定され引受承諾書に定められた額の料金（以下「審査料金」という。）を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 4 甲は、乙の技術的審査において、対象建築物の計画に関し乙がなした認定基準への適合に関する是正事項の指摘に対し、双方合意の上速やかに依頼書等の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、法令等によるほか規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、技術的審査業務を行わなければならぬ。
- 2 乙は、引受承諾書に定められた業務を第3条に規定する期日（以下「業務期日」という。）までに建築物省エネ法に基づく性能向上計画認定又は認定表示に係る技術的審査の適合証（以下「適合証」という。）を交付し、又はこれらの適合証を交付できない旨を通知（適合証と併せ以下「適合証等」という。）しなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第3条 乙の業務期日は、引受承諾書に定める日又は是正事項に対する確認が完了した日の7営業日後のいづれか遅い日とする。なお、営業日とは、規程に定める休日を除く日をいう。
- 2 乙は、甲が第1条及び第5条第1項に定める責務を怠ったときは、業務期日を延期することができる。
- 3 前項の場合のほか、乙の責めに帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

（審査料金の支払期日）

- 第4条 甲の支払期日は、前条第1項に定める業務期日とする。
- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
- 3 甲が、審査料金を支払期日までに支払わない場合には、乙は、適合証を交付しない。この場合において、乙が当該適合証を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

（審査料金の支払方法）

- 第5条 甲は、審査料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。なお、振込みにかかる費用は、甲の負担とする。
- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

（適合証交付前の変更依頼）

- 第6条 甲は、適合証の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、速やかに乙に通知するとともに、双方合意の上定めた期日までに、変更部分の技術的審査用提出図書を乙に提出しなければならない。
- 2 乙が、前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の技術的審査の依頼を取り下げ、別件として改めて乙に技術的審査を依頼しなければならない。
- 3 前項に規定する依頼の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

（甲の解除権）

- 第7条 甲は、次の各号のいづれかに該当するときは、乙に書面をもって通知することによりこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、正当な理由なく、引受承諾書に定められた業務を業務期日までに完了せず、又はその見込みのないとき
(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないと
2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって依頼を取り下げる旨を通知することによりこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、審査料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。
また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

- 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除（依頼の取り下げ）のうち、乙は、審査料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、審査料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。甲は、既に支払った審査料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除（依頼の取り下げ）の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の解除権）

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知することによりこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、審査料金を支払期日までに支払わない場合
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
 - (3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に適合証を交付することができないとき
- 2 前項の契約解除のうち、乙は、審査料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、審査料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の免責）

第9条 乙は、技術的審査を実施することにより、甲の依頼に係る建築物が建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

- 2 乙は、技術的審査を実施することにより、甲の依頼に係る建築物に瑕疵がないことを保証しない。
- 3 乙は、甲が提出した技術的審査用提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な技術的審査業務を行うことができなかつた場合は、当該技術的審査業務の結果に責任を負わない。

（所管行政庁等への説明）

第10条 乙の行う技術的審査業務は、法第35条第1項及び法第41条第2項に規定する所管行政庁の認定の円滑化を図るために事前に行うものであることから、乙は、関係所管行政庁等から説明を求められた場合には、当該事案にかかる技術的審査の内容、判断根拠その他の情報について、当該所管行政庁等に説明することができるものとする。

（秘密保持）

第11条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
 - (1) 既に公知の情報である場合
 - (2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合
 - (3) 所管行政庁等から開示を求められた場合又は公的機関から法令等に基づき開示を求められた場合

（電子申請）

第12条 甲が、規程に従い、乙の準備する電子情報処理組織（以下「電子申請受付Webシステム」という。）により依頼書等を提出した場合、乙は、適合証等その他の図書又は書類の交付を電子申請受付Webシステムの使用により行うものとする。この場合において、当該適合証等の電磁的記録を乙がアップロードしたことをもって、適合証等の受領とみなす。

（反社会的勢力の排除）

第13条 甲及び乙は、自己若しくは自己の役員又はこれらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員その他の反社会的勢力に該当しないこと、将来にわたって該当しないこと及びこれらの反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、保証する。

- 2 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為をしてはならない。
- 3 甲又は乙は、相手方が前2項の一にでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができる。
- 4 前項によりこの契約が解除された場合、解除した者は、相手方に損害が生じても一切責任を負わず、また解除した者に損害が生じたときは、相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。

（約款の変更）

第14条 乙は、この約款が適用される契約の継続中において、法令の改廃、社会経済情勢の変化その他の事情により、この約款を変更する合理的必要性が生じたときは、民法第548条の4（定型約款の変更）の規定に基づき、この約款を変更することができる。

- 2 前項による変更後の約款は、乙のウェブサイトへの掲載その他相当の方法により公表し、公表の際に定められる改訂日から適用されるものとする。

(別途協議)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は2024年4月1日より適用する。

制定日：平成28年3月25日

改訂日：平成30年4月1日

改訂日：平成30年12月10日

改訂日：2021年5月1日

改訂日：2021年12月1日

改訂日：2024年4月1日